

令和2年3月13日

各 部 局 長 様

財 政 部 長

下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続について

「建設工事の適切な施工の確保について」（令和元年12月6日付建管第1348号）を踏まえ、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第3条及び第6条の2の規定を改正することとし、この係る事務手続を次のとおり定め、令和2年4月1日以降において行われる公告その他契約の申込みについて適用することとしたので、事務処理を適切に行うよう通知します。

記

1 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除

下請契約（二次以下を含む。以下同じ。）を締結する工事において、受注者は、原則として、契約書第6条の2により健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約の相手方としないこととする。

2 社会保険等未加入建設業者の排除に関する具体的な手続

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

ア 受注者と直接下請契約を締結する建設業者（以下「一次下請負人」という。）が社会保険未加入業者である場合

イ 工事担当課長は、受注者から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に基づき提出された施工体制台帳の写し（以下「施工体制台帳」という。）に記載された建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとし、受注者が下請契約を締結した建設業者が社会保険等未加入建設業者である場合は、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分の施工体制台帳の写し（当該下請契約の契約書面を含む。）を小樽市長に送付するものとする。併せて、受注者に対し、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を別記第1号様式により速やかに提出するよう工事に係る施工協議簿等により指示することとする。

なお、この際、理由書によっても社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると発注者が認めない場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

(イ) 工事担当課長は、受注者から理由書が提出された場合は、小樽市長へ理由書を送付するものとする。

(ウ) 小樽市長は、工事担当課長から理由書の送付があった場合は、特別の事情に該当するか否かを決定するものとする。

また、理由書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

イ ア以外の下請負人が社会保険未加入業者である場合

工事担当課長は、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分の施工体制台帳の写し（当該下請契約の契約書面を含む。）を小樽市長に送付するものとする。併せて、受注者に対し、一定の期間を指定し、その期間内に当該下請負人が社会保険等に参加することを指導するよう通知するものとし、当該通知後に、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は理由書の提出を求めるものとする。

なお、この際、理由書によっても社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると発注者が認めない場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

なお、受注者に対する通知は、工事に係る施工協議簿等により行うものとする。

ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は理由書の提出期間を延長することができるものとする。

受注者から別記4号様式により提出期間の延長の求めがあった場合、小樽市長は、その結果について受注者に別記5号様式又は別記6号様式により通知し、その写しを工事担当課長に送付するものとする。

また、理由書が提出されなかった場合には、アの(ウ)に準じるものとする。

(2) 受注者に対する通知等

ア (1) のアに該当する場合

(ア) 特別の事情を有すると認めた場合

小樽市長は、別記第2号様式により受注者に対し特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定し、その期間内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を提出するよう請求すること。

なお、受注者から当該期間内に確認書類が提出されなかった場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

(イ) 特別の事情を有しないと認めた場合

小樽市長は、別記第3号様式により受注者に対して、特別の事情を有しないと認め

た旨及びその理由、また、工事請負契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

イ (1)のイに該当する場合において、小樽市長が定めた期間内に確認書類が提出されたとき

(ア) 特別の事情を有すると認めた場合

小樽市長は、別記第2号様式により受注者に対し特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

(イ) 特別の事情を有しないと認めた場合

小樽市長は、別記第3号様式により受注者に対して、特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由、また、工事請負契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

3 社会保険等未加入建設者と下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

(1) 指名停止要件該当者の措置

小樽市長は、2の(2)のアの(ア)において小樽市長の指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合又は2の(2)のアの(イ)若しくは2の(2)のイの(イ)に該当する場合は、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を行うものとする。

(2) 工事成績評定の減点

小樽市長は、当該受注者について、指名停止等の措置を行った場合は、小樽市工事成績評定要領に基づき、工事施行成績の減点を行うものとする。

(別記第1号様式)

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とした理由書

年 月 日

(小樽市長) 様

住 所
受注者
氏 名

工 事 名 _____

年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者)」と〇次下請契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

記

理由 〇〇のため

(注1) 下線部については、次から該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(別記第 2 号様式)

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(小樽市長)

契約書第 6 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について

工 事 名 _____

年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第 6 条の 2 第 2 項に定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

つきましては、年 月 日までに、「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第 6 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(部 課 係)

(別記第 3 号様式)

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(小樽市長)

契約書第 6 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について

工 事 名 _____

年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第 6 条の 2 第 2 項に定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第 6 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 ○○のため

(部 課 係)

(別記第4号様式)

(記号) 第 号
年 月 日

(小樽市長) 様

(受注者)

「確認書類又は理由書」の提出期間の延長の承認について

工 事 名 _____

年 月 日付けで通知のあった確認書類又は理由書の提出について、下記理由につき、提出期間の延長を求めます。

記

理由 ○○のため

(部 課 係)

(別記第5号様式)

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(小樽市長)

「確認書類又は理由書」の提出期間の延長の承認について

工 事 名 _____

年 月 日付けで提出のあった確認書類又は理由書の提出期間の延長について申し出のあった理由を確認した結果、特別の事情を有すると認めたので通知します。

つきましては、年 月 日までに、「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 〇〇のため

(部 課 係)

(別記第 6 号様式)

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(小樽市長)

「確認書類又は理由書」の提出期間の延長の不承認について

工 事 名 _____

年 月 日付けで提出のあった確認書類又は理由書の提出期間の延長について、申し出のあった下記理由を確認した結果、特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第 6 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 ○○のため

(部 課 係)